

<実施許可日令和6年9月9日>

疫学研究へのご協力のお願い

独立行政法人労働者健康安全機構（理事長 大西洋英）では、下記の疫学研究を労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会の審査をうけ、理事長の承認のもと全国の労災病院において実施いたしますので、研究の趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

この研究の実施に当たっては患者さんの新たな負担（費用や検査など）は一切ありません。また個人が特定されることのないように患者さんのプライバシーの保護には最善を尽くします。

この研究の計画や研究の方法について詳しくお知りになりたい場合や、この研究に情報を利用することを了解いただけない場合などは、下記の「問い合わせ先」へご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご同意をいただいたものとして研究を実施させていただきます。

【研究課題名】

労災病院群における新しい両立支援カードを用いたスキームについての質問紙調査

【研究の背景と目的】

主治医と事業場の連携に際して用いられる様式に関しては、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に掲載されている、事業場と患者が共同して作成することを前提とした様式例「勤務情報提供書」の普及が進められてきましたが、実態として、勤務情報提供は患者から主治医に対して口頭で行われることも多い状況です。

このため、厚生労働省による令和5年度「治療と職業生活の両立支援に係る主治医意見書簡易様式作成事業」により、患者の勤務情報について患者自らが簡潔に記載でき、かつ、主治医が当該勤務情報に対応した就業上の配慮等に関する意見を簡潔に記載できるような、本人記載欄と主治医記載欄を一体化させた様式「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」という）を新たに作成して、ガイドラインに掲載する様式例として追加されました（令和6年3月）。

支援カードを用いたスキーム（図・下）では、①事業場が関与することなく、患者自らが勤務情報を支援カードに記入して主治医に提出することを前提としている点、②患者本人や主治医がそれぞれが作成する内容を簡潔に記載できるよう、支援カードでは自由記述式よりも多肢選択式を多用している点において、従来様式である「勤務情報提供書」や「主治医意見書」を用いたスキーム（図・上）とは異なっています。

また、支援カードを用いたスキームでは、主治医に対する勤務情報の提供が、事業場と患者が共同して作成した様式（勤務情報提供書）で行われるものでないことから、現行の診療報酬において「療養・就労両立支援指導料」として算定されないこととなっています。

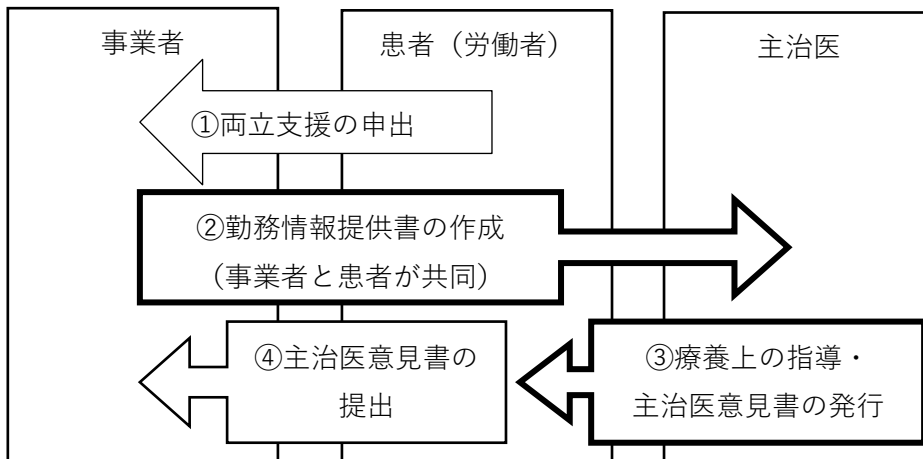
このように、支援カードを用いたスキームは従来スキームと異なっていますが、実際の事例において患者の勤務情報について患者自らが簡潔に記載でき、かつ、主治医が当該勤務情報に対応した就業上の配慮等に関する意見を簡潔に記載できるかどうかは明確ではありません。

そこで今後、支援カードを用いたスキームを実際に運用するための注意点を、実際の両立支援を含む診

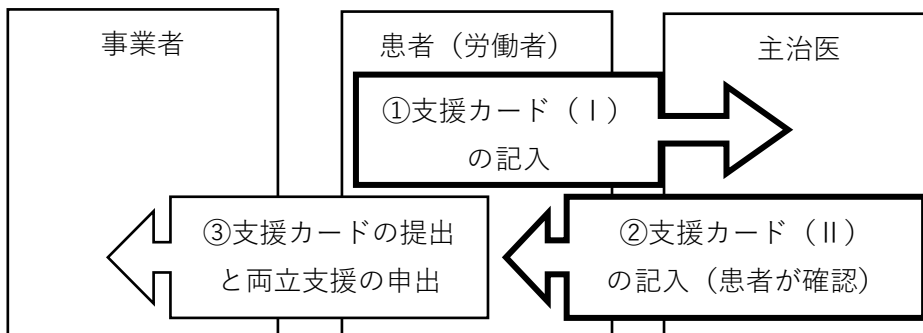
療情報に基づいて、両立支援の担当者に対して調査することとしました。

つきましては、この調査を行うため、労災病院において両立支援をうけた方の両立支援で伺った内容を含む診療情報を利用させていただきます。

従来のスキーム（療養・就労両立支援指導料の初回算定は②と③が要件）



新しいスキーム（勤務情報提供を口頭から書面（支援カード(I)）に変更）



【研究の方法】

●対象となる方

2020年4月から2023年9月までに、労災病院において療養・就労両立支援指導料の対象疾患の治療をうけ両立支援を利用した方

療養・就労両立支援指導料は、2020年4月よりがん、脳卒中、指定難病が、令和4年4月より心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症が対象疾患となっております。

調査では当院を含め全国の労災病院で合計20名以上（最大30名）の患者さんの情報を利用させていただく予定です。

●研究期間

研究実施許可日から2025年3月31日

●利用する情報

両立支援で伺った内容を含む診療情報

●情報の管理

この調査全体の結果は患者さん個人が特定できないよう加工したうえで集計し取り纏め、報告書や学術報告等に使用します。このため、加工し集計した後にこの研究に情報を利用すること希望されない連絡をいただいても、研究集計から除外できません。

この調査で得られた個人情報、少なくとも、研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、保管された後、あなたの情報であることが分からないように処理をした上で廃棄します。個人が特定できないように加工した情報については、その後も保管し本研究の検証に必要な期間、保管された後、廃棄します。

研究終了後、保管している情報を利用して本研究に関連する研究を行う可能性があります。その際は、倫理審査委員会の審査をうけた利用方法により実施します。

【研究組織】

本研究は下記の組織で実施します。

●研究責任者、個人情報管理責任者

金子善博（労働者健康安全機構 本部研究ディレクター）

<院内の研究者>

田中宏太佳（中部労災病院 リハビリテーション科部長）

中島英太郎（中部労災病院 糖尿病・内分泌内科部長）

【個人情報の取扱い】

労働者健康安全機構本部において研究責任者が厳重に保管します。

【問い合わせ先】

独立行政法人 労働者健康安全機構本部 勤労者医療課

〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町1-1 事務管理棟

電話番号：044-431-8641（平日9時～17時）

<院内での問い合わせ先>

独立行政法人 労働者健康安全機構 中部労災病院治療就労両立支援センター

〒455-8530 名古屋市港区港明1-10-6

電話番号：052-652-5511（代表）（平日9時～17時）